

第3期八尾市障害者基本計画（素案）に係る市民意見の概要と市の考え方

1. 集計結果等

1) 提出方法別提出人数（団体含む）と意見件数

提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
電子メール	1	1
直接持参	25	78
郵便	1	1
ファックス	14	19
合計	41	99

2) 意見募集期間

平成20年1月9日（水）から平成20年2月8日（金）

2. 市民意見の概要と市の考え方

掲載ページ	項目番号	項目名	市民意見の主な内容	市の考え方	備考
5	2	雇用・就業	精神障害者に対する雇用対策の強化 とあるが、精神障害者だけでなく、障害者全体の雇用強化ではないのか。	ご意見をいただいた箇所は、障害者雇用促進法について平成17年10月の施行など近年の動向に特化し記述しています。精神障害者のみを対象として雇用強化を図る趣旨ではないため、以下のとおり記述を改めます。 「…対応するため、精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援に関する規定が追加されるなど、障害者福祉施策との有機的な…目的としています。」	
29	1-(1)	在宅生活の支援(ショートステイ)	緊急時にショートステイが利用できない時があるため、緊急時に利用できるよう施設の増設をしてほしい。	「第1期八尾市障害福祉計画」では、ショートステイに係る23年度の目標値を現状の月平均利用日数よりも増加の方向で設定し、目標値達成に向け鋭意努めているところであります。平成20年度に「第2期障害福祉計画」の策定作業を進める中で、自立支援法施行後の市民ニーズやサービスの実態把握を行うとともに、サービス提供主体も含めた議論を行い、事業者拡大等に向けた方策を検討していきます。	
27,29	1-(1)	精神障害におけるピアヘルパー実施の検討(6件)	・この事業は第2期の基本計画にも掲げられていて、「実施に向けての検討」は十分なされてきたはずであるため、第3期においては、第2期の「検討」を踏まえて、具体的、早急に実施していくべきである。ヘルパー募集のPR、意識の喚起、講習への参加等、積極的に働きかけるとともに、ピアヘルパーに対して相当の手当て支給が必要。 ・ピアヘルパーの派遣をより多く活用し、新たな支援として検討してほしい。 ・ピアヘルパー研修等を受けても、地域でそれを生かして働く場がなければ意味がないので、就労の機会を拡大するという意味でも重要な事業と思う。 ・ピアヘルパーとピアヘルパーを雇用する事業所に対する具体的な支援を示してほしい。	「第2期八尾市障害者基本計画」の計画期間においては、当事業実施に係るコーディネートを行う主体、ピアヘルパーステーション、雇用先の事業所をはじめ関係者のピアヘルパー事業に対する理解促進等の課題が解決に至りませんでした。当計画期間中の事業実施に向け、相談支援センターやサービス提供主体などで構成する自立支援協議会を活用し、これらの課題の解決とピアヘルパー及び雇用事業者への具体的な支援を検討していきます。	
30	1-(2)	グループホーム、ケアホームの整備(3件)	・重度障害者のための建設型ケアホームの整備をぜひ数値目標に入れてほしい。重度障害者にとって環境が整っていない賃貸のケアホームでの生活は到底無理なため、建設型ケアホームに生活支援員を配置し、利用者の障害にあったケアができるような体制が絶対不可欠である。また、それを忙しい時間帯だけでも支援してくれる人も必要だ。国の施策として、入所施設から地域へと移行するように進められているなかで、重度の人たちだけが取り残されないためには、土地や建物の費用はある程度、利用者が負担せざるを得ないと思っているが建設型ケアホームは今後必ず地域に必要なってくる。 ・ケアホームの整備はもちろん必要だが、建設型に対する補助金を基本計画に組みこんでほしい。 ・現在のホーム数がまだまだ少ないことが一番の問題。重度の障害者がホームを利用し、日常生活を送るのは難しい点が多あるが、ホームキーパーが複数体制になることやホームヘルパーとの併用利用など、障害者のニーズに合った利用時間数が認められること等により、重度障害者もホームでの生活は可能になると思う。	グループホーム・ケアホームについては、「第1期八尾市障害福祉計画」の中で利用人数に係る数値目標を障害種別毎に設定しています。23年度の目標値は、現状の利用人数よりも増加の方向で設定しており、グループホームなど整備促進をより一層図る必要があると認識しています。現在、グループホーム等への運営支援補助金や大阪府障害者グループホーム緊急対策事業に係る補助金を交付し、グループホームの整備促進や支援体制の強化に努めていますが、重度障害者を対象とした建設型ケアホームの整備については、本市の厳しい財政状況の中、限られた財源を有効に活用するため、国・府等の動向に従って進めて参ります。障害者及び介護者の高齢化や障害の重度化への対応については、個々の生活状況やニーズの把握をきめ細かく行い、複数のサービスの組み合わせや関係機関との連携の強化などにより、障害の状況やその方の暮らし方に適した支援ができるよう努めてまいります。また、市営住宅など公営住宅の建設段階で、重度障害者向けのグループホーム・ケアホームとしての活用を可能とするための検討や市有地等の福祉的有效活用について検討していきます。	

2. 市民意見の概要と市の考え方

掲載ページ	項目番号	項目名	市民意見の主な内容	市の考え方	備考
28	1-(2)	住環境のバリアフリー化	精神疾患は3ヶ月の入院では完治せず、本質的に治らないまま退院される場合もある。退院後に利用できる施設や社会のことなど本人の社会勉強と施設スタッフの充実が要求されると痛感させられる。健全者が私たちに真のバリアフリー化をされることを期待する。	長期入院中の精神障害者の地域移行を進めるため、本市では「第1期八尾市障害福祉計画」においてグループホーム・ケアホームの利用者数の増を目標としており、グループホーム等への運営支援補助金や大阪府障害者グループホーム緊急対策事業に係る補助金を交付し、精神障害者の生活場所の確保に努めています。 また、退院後の生活や精神障害に対する周囲の理解に対する不安を解消できるよう、相談支援センターなど関係機関との連携強化を図るとともに、本計画の「育つ・学ぶ」に掲げる理解促進や啓発に係る施策の推進に努めていきます。	
30	1-(2)	住環境の整備と居住系サービスの確保(施設入所支援)	高齢化とともに、現在のホームでの生活に無理が出る人、親が亡くなり、ひとり暮らしが困難な人、行き場がなく、途方に暮れる障害者と入所施設を必要とする人がますます増える一方になると思う。それぞれが住み慣れた地域での生活の場を望むのには変わりなく大切なことであるため、ぜひとも入所施設建設を願っている。	自立支援法の施行に伴い、本市では「第1期八尾市障害福祉計画」において入所施設からの地域移行者数の目標値等を設定し、障害者の生活場所の地域移行を進めております。障害者の地域移行の推進に当たっては、障害者ご自身の希望や生活・家族の状況などを十分把握し、その方にとって最も適した生活場所やサービスを提供する必要があると考えています。しかしながら、本市の厳しい財政事情や国・府の施策の方向性により新たな入所施設の建設は非常に困難な状況となっています。従って現在のところ、施設入所が適当な障害者の方には、本市内及び府下等に所在する入所施設を利用いただくことにより対応する方向で考えています。	
15,31	1-(3)	FAXによる119番通報実施	携帯電話普及によるメール媒体を利用することも必要だと考える。ファックスおよびメール送信による119番通報も取り入れられたい。	「第2期八尾市障害者基本計画」の計画期間中より、言語・聴覚障害者等の緊急通報手段の確保のために、ファックスによる119番通報を開始し、当計画における継続事業として位置づけているところです。今後、携帯電話やメール媒体の普及を考慮し、メール送信による緊急通報の実施に向け、課題の整理や関係機関との協議を行いたいと考えています。	
31	1-(3)	障害者防災・防犯対策の充実	地震等で病院が倒壊した場合、薬が入手困難になるので不安だ。	災害時負傷者の救護のために市内拠点病院として災害医療協力病院、市立病院を災害医療センターとして位置づけており、また、医師会や赤十字社等の支援機関の応援、さらに、市外の災害拠点病院として、基幹災害時医療センター等の病院と連携、協力する体制をとっております。薬についても、災害時医療センター等での確保はもとより、大阪府が災害用医薬品の供給に関する協定を結んでいる薬品会社からの提供を求めることにしております。	
31	1-(3)	障害者への消費生活に関する啓発	「啓発活動の実施について検討する」を「実施する」にしてほしい。精神障害者、身体障害者、知的障害者など社会的弱者に対して被害に遭わないための施策をきちんと行ってほしい。	町内会や学校等に対し、悪質商法被害防止など消費生活に関する啓発活動として、出張講座を実施しています。今後、障害者に関わる関係団体に対しても積極的出張講座を実施していきます。	
32・33	2	働く・はげむ 現状と課題(3件)	・将来、授産施設や作業所はその名称の意味することにとどまらず、地域にある障害者に社会資源として、働く場、相談の場、仲間づくりの場、相互支援の場等の包括的な役割を担い、まさに利用者にとって心豊かな生活を営む基盤であると考え。福祉的就労の場を充実し、障害者の地域における自立生活を営む基盤を崩すことなく、より一層安定させていくことが必要だ。精神障害者が安心して地域で暮らしていける基盤となる地域生活支援があってこそ、自立生活が実現していくと考える。 ・就労前の支援よりも就労後の障害者、同僚、職場への支援に多くの時間が必要となる。就労が精神障害者の場合、決して手放して喜べるゴールではないということをわかってほしい。せっかく就労まで来られたことを継続させることは本人にとっても大切なことである。就職後も継続してサポートし、職場定着に至るまでの就労支援を認めてほしい。短期間で離職し、再発したり、自信を失わないためである。	・これまで、授産施設や作業所では施設における生産活動のみならず相談、コミュニケーション、生きがいづくりなど障害者の地域生活をサポートするため多岐にわたる役割を担っていただくと理解しております。自立支援法の施行に伴い、現在の授産施設や作業所は平成23年度までに新体系のサービス提供事業者に移行することになっているため、本市としましては、現在の施設利用者の希望や状況に沿った形で各施設が新体系サービスへ円滑に移行できるよう、多面的な移行支援を進めてまいります。 ・自立支援法の施行により地域生活への移行が推進される中で、就労に係る施策は今後さらに重要性が増すものと認識しています。特に、就労前だけでなく就労後、さらに離職後再度訓練や相談を受けられる体制整備が必要と考えるため、当計画の「働く・はげむ」の施策として推進していく考えです。	

2. 市民意見の概要と市の考え方

掲載ページ	項目番号	項目名	市民意見の主な内容	市の考え方	備考
34	2-(1)	一般就労の場の確保(4件)	・賃金を上げてほしい。企業に対する啓発という意味でも、もっと多くの仕事を障害者に回してほしい。 ・精神障害者を受け入れる一般企業を開拓し、所得を保障してほしい。サービス利用料は現状では払えない。	障害者の一般就労については、企業などの障害特性や能力に対する理解や就労環境の整備が十分とはいえず、厳しい状況にあります。また、未だ回復の兆しの見えない景気の状況などにより、賃金の向上についても期待できない状況にあります。このような中ではありますが、障害者の安定した地域生活を実現するため、ハローワークや障害者就業・生活支援センターに職場開拓や就労条件の改善に努められるよう働きかけるとともに、産業部門と連携し、企業等に対する障害者理解のための啓発活動等を実施し当計画の推進に努めてまいります。	
34	2-(1)	発達障害について	障害者自身が働くことを望んでいても、ハローワークに行っても働く場はなく、支援センターの相談員もまだ発達障害に関する理解・知識が乏しく、どうしてよいか分からず、時間だけが過ぎていく。社会適応のためのトレーニングの機関・施設の拡充、発達障害者の特性に応じた適切な就労の場の確保を希望する。	平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、発達障害の定義と法的な位置づけが確立されました。同法のねらいとして、乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進を目指しており、本市においても関係機関等の専門的知識の普及と発達障害者等支援センターなど専門機関との連携が急務であると考えております。特に、就学期から成人期では、様々な支援の中でも就労支援は重要であるため、学校、相談機関、ハローワーク等の連携強化を図り、当計画に掲げる発達障害者への就労支援のあり方や体制を早期に検討する考えです。	
34	2-(1)	障害者に配慮した職員採用試験の実施	従来の職員採用試験は、身体障害者に限定されているので、知的障害者・精神障害者にも門戸を積極的に開けていくべきである。その効果は、職場内だけでなく、一般社会への影響も大であるに違いない。単に「継続的」ではなく、発展的に取り組む努力を示すべきである。	適材適所な職員配置を行い、効率的な行政運営を実現するために、職員採用は行われるものでありますが、現在、本市の職場において、知的障害者・精神障害者雇用について、適職の問題や職場環境の整備、業務上のフォローアップ等の支援体制が不十分であり、全体的なヴィジョンを共有することができていません。 まずは、身体障害者の計画的な採用を行い、今後、段階を経て職場環境やフォローアップ等の受け入れ体制を整えながら、障害の種類にとらわれない採用をさまざまな形で行う可能性について検討していきたいと考えています。	
35	2-(2)	福祉的就労の場の充実・アンテナショップ(2件)	アリオ八尾2F「いろどり」は奥のところにありすぎて発見されにくいので、授産品が売れにくい。身内関係者のみしかショップの存在を知られていない。アンテナショップの運営支援とあるが、「いろどり」では、店員さんの人件費の問題などがある。「いろどり」というお店は授産品を常時販売できる場所であり、そして、利用者の工賃を上げることにもつながる。こういうお店をなくすことは、利用者にも影響するため、「いろどり」が店として続けるためにも、経営的な面や販売促進等、八尾市の協力が必要だ。	アンテナショップは、市内の作業所等における生産活動の活性化、作業所製品の認知度の向上、利用者の工賃向上などを目的として設置しました。19年度においては、大阪府の補助金を活用した「いろどりのあり方を考えるプロジェクト」を実施し、市内作業所・ショップ・市が協力し、販売・店舗運営の専門家の指導のもとショップ設置の目的を達成するために取り組んできたところです。頂いた意見のとおり店舗の立地、運営上の課題等検討を要する点はあるものの、国の「工賃倍増計画」を推進する上でも、本市のアンテナショップの役割は今後も重要となることが予測されます。当計画の推進に当たり、アンテナショップの店舗をはじめ市内作業所のPRの強化を図るとともに、ショップ及び作業所の経営面・技術面での力量向上が図れるような取り組みを実施する考えです。	
35	2-(2)	福祉的就労の場の充実	障害者をもっと受け入れてくれる職場を増やしてほしい。	障害者の地域生活を支えるためには、多様な就労形態を実現することが必要と考えます。「第1期八尾市障害福祉計画」における数値目標達成に向け、就労継続支援事業を実施する福祉的就労の場の充実を図る考えです。	

2. 市民意見の概要と市の考え方

掲載ページ	項目番号	項目名	市民意見の主な内容	市の考え方	備考
36	2-(4)	職場定着支援や再チャレンジも支える仕組みづくり	精神障害者にとって就職がゴールではない。続けることが大変だ。就職した後続けるための支援が一番必要だ。自立支援法では就職したら通所していた施設からの支援が受けられない。この法律では仕事は安心して継続してできない。	障害の特性によっては、新たな支援者が関わることが困難で、過去に利用していた施設の支援が必要となる状況も想定されます。制度移行後一定期間が経過し、就労移行が進んだ際に発生するであろう様々な状況に対応するため、職場定着支援については、障害者就業・生活支援センターを中心に、雇業者側・就労移行をはじめ就労支援事業実施事業者・その他関係機関の連携が不可欠と考えます。そのため、当計画では、職場定着や離職後再度訓練が受けられる体制整備に向け、自立支援協議会の活用や障害者雇用に係るネットワークづくりに向け検討していく考えです。	
33・36	2-(5)	就労支援体制の充実	・八尾市独自の仮称<八尾市障害者就労支援ネットワーク協議会>なるものが必要だと思う。現在、確かに様々な就労支援のサービスが存在するが、その活用に関しては一方通行的なものが多く、利用する際に戸惑いを感じる。本人(障害者)のニーズに合った就労支援を実践するには、障害特性を踏まえた上で支援の継続性を考えた関係機関の連携が必要であると考え。それには、まず、八尾市独自で身体・知的・精神個々の就労支援ネットワーク(ワーキング)をつくり、2ヶ月に1回くらいの協議会の集まりでその情報を収集しながら様々な就労支援サービスを事業に合わせるのではなく、あくまで障害者が利用しやすいような仕組みをつくるべきだと考える。	障害の特性によっては、新たな支援者が関わることが困難で、過去に利用していた施設の支援が必要となる状況も想定されます。制度移行後一定期間が経過し、就労移行が進んだ際に発生するであろう様々な状況に対応するため、職場定着支援については、障害者就業・生活支援センターを中心に、雇業者側・就労移行をはじめ就労支援事業実施事業者・その他関係機関の連携が不可欠と考えます。そのため、当計画では、職場定着や離職後再度訓練が受けられる体制整備に向け、自立支援協議会の活用や障害者雇用に係るネットワークづくりに向け検討していく考えです。	
43	3-(4)	精神障害者理解を進める啓発の実施	精神障害者の生きづらさの原因は、住民の理解度の乏しさにある。従って、まだまだ様々な機会を捉え、様々な工夫を凝らして啓発活動を進める必要がある。その様々な機会のひとつとして、この活動を教育の中に位置づけるべきだ。具体的には、「人権教育」の枠の中で実施可能ではないか。また、医療従事者による医療・保険講座もまた学校教育の中に位置づけるべきであろう。精神医療においても早期発見、早期治療が叫ばれている現在であるがゆえに。	市が実施する啓発活動のほか、各障害の支援センターや障害者団体等により、教育機関を中心に様々な形態で啓発活動を実施いただいています。このような活動を今後も継続して実施いただくため、市としましては関係所属・機関への働きかけを行うとともに、活動団体間のノウハウの共有や連携が可能となるようなサポートを行ってまいります。	
43	3-(4)	障害者の人権や障害に対する教育・啓発活動の充実(3件)	・仕事を続けていくことができるために、子どもの時期からの教育、障害者への理解を深めてほしい。 ・障害者を理解してもらうために、スポーツやレクリエーションを通じて理解し合いたい。 ・八尾市内小学4年で車いすの人、目の見えない人への理解教育はしているけど、偏見を持たれやすい知的や精神障害への理解教育が必要だと思う。中学教育では福祉施設への実習が行われているが、精神障害者の方が学校で講演する機会を設けるのも必要ではないか？親が偏見を持っていても子どもが「そんな人じゃないよ」と親へ伝えることによって偏見が減るのではないかと思う。	学校教育、生涯学習、人権施策の取り組みの中など障害福祉の分野以外の場など様々な機会を捉え、様々な市民を対象として、障害者理解促進に向けた施策推進に努めてまいりました。当計画においても「障害者の人権や障害に対する教育・啓発活動」を位置づけ、継続して取り組む考えです。今後、事業実施に当たっては、スポーツ・レクリエーションを活用した体験型啓発事業や目に見えない障害や知的・精神障害への理解促進に留意し進めて参ります。	

2. 市民意見の概要と市の考え方

掲載ページ	項目番号	項目名	市民意見の主な内容	市の考え方	備考
43	3-(4)	講演や交流、体験型による学習機会の拡充	市民の方に正しく障害者を理解していただくためには、幼少期より教育の中にしっかり採り入れる必要がある。これは、単なる啓発にとどまらず、他者の気持ちを思いやる心、社会的弱者に対する理解、自分の周りの人への感謝など、多くのことを学習できる機会となり豊かな人材を育成できることにもつながると考える。授産施設ブルー・ムーンでは、栗あん、むらさきいもカスタード、小倉などのおいしい回転焼きをバザーなどで販売し、喜ばれているので、幼稚園や保育園などのおやつ時間に焼きに行って交流できたらと思っている。	学校教育、生涯学習、人権施策の取り組みの中など障害福祉の分野以外の場など様々な機会を捉え、様々な市民を対象として、障害者理解促進に向けた施策推進に努めてまいりました。今後もあらゆる機会を捉え啓発事業を実施したいと考えますが、ご提案いただいた取組みについては実現可能であるか関係部署と検討して参ります。	
45	4-(1)	コミュニケーション手段の確保	コミュニケーション支援について、手話通訳者派遣等にFAXおよび携帯電話(メール送受信)による連絡方法を取り入れられたい。	「第2期八尾市障害者基本計画」の計画期間中より、手話通訳者派遣等の連絡手段としてファックスを活用しており、当計画における継続事業として位置づけているところです。今後、携帯電話やメール媒体の普及を考慮し、メール送信による連絡手段の活用に向け、課題の整理や通訳者等関係者との協議を行う考えです。	
46	4-(2)	スポーツ・レクリエーション活動の促進	精神障害者においては、身体を動かす機会が少ないために、肥満・成人病の問題を抱えている場合が多い。従って、市立障害者総合福祉センター等において、指導者による適切な計画のもとに、健康増進のための体操等の事業を実施していただきたい。	障害者総合福祉センターでは、障害種別ごとに各種講座を実施するなど様々な生涯学習・スポーツ事業を実施しているところであります。このような事業にご参加いただくとともに、サークル・団体としてセンターの設備をご利用いただきたいと考えます。	
47	4-(4)	日中活動の場の充実	日中活動系サービスと日中一時支援事業および地域活動支援センターは、地域で生活する精神障害者にとって縦割りに存在するものではなく、包括的な社会資源として円滑且つ流動的な運営が必要であると考え。例えば、支援センターを地域の拠点となる箱と考え、サービスや支援事業がセンターの事業とリンクできるような仕組みが望ましい。	「第1期八尾市障害福祉計画」では、障害福祉サービス及び地域生活支援事業に係る23年度の目標値を設定し、目標値達成に向け鋭意努めているところであります。現在、旧法サービスを実施する場合、平成23年度までに新体系サービスを選択していただくこととなりますが、その際、複数のサービスを選択いただくことも可能です。本市としましては、現在の施設利用者の希望や状況に沿った形で各施設が新体系サービスへ円滑に移行できるよう支援を進めてまいります。	
49	5-(1)	移動手段の確保(5件)	JR旅客運賃の割引について、精神保健福祉手帳に本人の写真を貼付することになっても、相変わらず他障害者だけに適応されている。制度利用に係る他障害者との格差を是正していく方向性は打ち出されているが進んでいないため、国・府へ強く要望することを願いたい。	JR旅客運賃の割引等交通機関の割引については、JRが定める「身体障害者旅客運賃割引規則」及び「知的障害者旅客運賃割引規則」に基づくものです。現在のところ精神障害者に係る規定は整備されておらず、他の交通機関についても、これらの規定を準用するものが多いため、制度利用の格差が残る状況となっています。市としましては、頂いたご意見のような市民の声があることを認識し、国・府等へ要望していく考えです。	
49	5-(1)	移動手段の確保	・作業所に通所している人の通院について、今のところは通院介護は家病院 家と定められていますが、家 病院 作業所(またはショートステイ先)等利用者の立場に立った制度としてほしい。 ・ブルー・ムーンへの行き帰りがひとりでは不安なので、ヘルパーと一緒にいることで、ブルー・ムーンに行くことができる。送迎の介助は必要だ。	通院に関しては、平成18年10月から“通院介助”というサービスができており、原則は自宅発着のサービス提供となっています。今後、より利用しやすいサービスとするためにも利用者個別のニーズに沿ったサービス提供が可能となるよう、移動支援のあり方について引き続き検討していく考えです。	
20	6-(3)	医療サービスの充実	今後も医療費の負担を継続してほしい。	自立支援医療(精神公費負担制度)は大阪府の制度であるため、市としましては、今後、制度の縮小・廃止のないよう要望する考えです。	

2. 市民意見の概要と市の考え方

掲載ページ	項目番号	項目名	市民意見の主な内容	市の考え方	備考
53	6-(4)	医療費の公費負担	上記の項目に関連して、精神障害者においても、一般医療(精神科ではなく)に対しても助成制度を適応できるよう強く要望する。これは八尾市だけの問題ではなく、広く大阪府の問題でもあらうと思われる。従って、八尾市では金がないから不可能というのではなく、強く大阪府に実現に向けて要望してほしい。	障害者医療公費負担制度は大阪府の制度であるため、市としましては、今後、制度の縮小・廃止のないよう要望する考えです。また、精神障害についても、対象となるよう併せて要望する考えです。	
51	6-(4)	こころの健康づくり	作業所また小規模通所授産活動をはじめ、約20年来の様々な精神障害者の相談支援の経験を活かし、八尾市のこころの健康づくりに基づいた相談支援センターを設立させたいと考える。地域や家庭内で起こる精神疾患や精神障害による様々な問題を気軽に相談できる拠点が一般市民レベルで必ず必要になってくると考えている。	「第1期八尾市障害福祉計画」では、23年度における相談支援事業の目標値を5ヶ所と設定しており、現在は3ヶ所の設置となっております。相談支援センターは、自立支援協議会への主体的な関わりや関係機関との連携を密にした個別ケースへの対応など、地域における相談支援センターの責務は今後益々重くなることが予測されます。本市としましては、障害福祉計画で定める目標値達成に向け努めていく考えです。	
56	7-(1)	情報提供の充実	障害者が利用できるサービスを知らない利用者がほとんどなので、もっと利用できるサービスをわかりやすく広めて伝えてほしい。	「第2期障害者基本計画」期間中においても、市の窓口等において情報提供を行ってきたところですが、当計画の推進に当たっては、障害の種類や程度に応じた情報提供を行うために、障害当事者や各支援センターなどの意見を聞きながら、的確な手段を検討する考えです。	
56	7-(2)	相談体制・窓口の充実	・相談支援事業については、精神障害者の相談支援センターが従来のちのくらぶ以外に八尾市の人口から考えてもう1つ必要と考える。ちのくらぶは医療法人設置であり、入院患者が地域生活へ移行するにあたって将来的に大きな役割を担うこととなるが、地域生活を継続させていく中での相談に関しては、手薄になることも考えられる。今後、精神疾患に伴う家庭、引きこもり、精神科受診に関する初期症状の問題等、様々な状況に対応できるとともに、市民が気軽に相談できるセンターが八尾市の地域に必要なってくる。NPO法人みのりコミュニケーションは、この相談支援事業を障害者自立支援法に伴い、実現したいと考えている。 ・精神障害者の場合、長期的な関わり、信頼関係を築く中で、本人のモチベーションが上がり、意欲へとつながる。本人の意欲なしではどんな支援も意味がない。症状だけでなく、日常的に且つ長期的に支援相談ができる場所が必要で、まだまだ少なすぎる潜在的なニーズは多くあるものと思われる。既存の施設の役割を再評価していただき、資源・予算・人材の面において十分な助成を保障してほしい。	「第1期八尾市障害福祉計画」では、23年度における相談支援事業の目標値を5ヶ所と設定しており、現在は3ヶ所の設置となっております。相談支援センターは、自立支援協議会への主体的な関わりや関係機関との連携を密にした個別ケースへの対応など、地域における相談支援センターの責務は今後益々重くなることが予測されます。本市としましては、障害福祉計画で定める目標値達成に向け努めていく考えです。	
54,56	7-(2)	ピアカウンセリング実施の検討(2件)	・精神障害者におけるピアカウンセリングについては、ピアヘルパー同様、周囲のサポート体制が必要になる。ピアという成員と専門性のあるカウンセリングを一体化する中で難しい問題も出てくるのが想定されるため、ピアカウンセリングを相談支援として位置づけするのはあまり好ましいと思わない。それより、ピア活動(当事者相互支援)の支援体制を充実することでカウンセリング以上の成果が出ると思う。 ・この事業は第2期の基本計画にも掲げられていて、この間「実施に向けての検討」は十分なされてきたものとする。いつまでも「検討」段階で済ませられる問題ではない。講習の実施、それへの参加意識の喚起、講習終了後の実働に対しての手当て支給等、具体的に実施の歩を進めていくべきである。	「第2期八尾市障害者基本計画」の計画期間中から、ピアカウンセリングについては、生活支援センターにおいてモデル的に実施いただいておりますが、ピアカウンセラーに対する支援体制などの課題が解決に至りませんでした。自立支援法の下での地域生活支援事業の1メニューとして位置づけられたことを受け、当計画の推進に当たっては、本格的な事業実施に向け課題解決に向けた議論を行う考えです。	

2. 市民意見の概要と市の考え方

掲載ページ	項目番号	項目名	市民意見の主な内容	市の考え方	備考
29,35,47	1-(1)、2-(2)、4-(4)	在宅生活の支援、福祉的就労の場の充実、日中活動の場の充実(24件)	<ul style="list-style-type: none"> ・作業が精神的な健康維持につながるため、作業所と作業をなくさないでほしい。働くことはできないが作業所での作業は続けたい。 ・障害者が作業所に通い社会復帰にむけた社会訓練できるよう、作業所数を増やしてほしい。 ・工賃をもう少し増やしてほしい。 ・作業所の職員数が減ることのないようにしてほしい。 ・障害者自立支援法に伴い、利用者負担を余儀なくされている作業所や福祉施設があるようだが、やはり作業所等で一生懸命働いていただいた少ない工賃の中から利用者自らが負担することは、利用者自身の生活に対するリズムを崩すことや自信を失うことにもつながると思う。決して今までの「作業所」という立場を変えてほしくはない。むしろ市町村として障害者の方を保障する支援として変えていただきたい。 ・利用料を払う覚悟はしているが、どうか利用料を少なくしてほしい。 ・精神障害を持つ人たちが将来的に就労できるようになるためには、安心して利用できる作業所のような場が保障されていることが大切だと思う。そのためには、事業所が安定的に運営できる条件を確保すること、利用者に継続的負担がかからないことが重要だ。利用料負担をなくすこと、事業の日割り計算などの数値による条件を緩和することを検討・実施してほしい。 ・レクリエーションは息抜きと意欲の源なので、支援事業のひとつとして予算をつけてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで、授産施設や作業所では施設における生産活動のみならず相談、コミュニケーション、生きがいづくりなど障害者の地域生活をサポートするための多岐にわたる役割を担っていただいたと理解しております。自立支援法の施行に伴い、現在の授産施設や作業所は平成23年度までに新体系のサービス提供施設に移行することになっているため、旧法における施設の新設は困難と考えます。今後、本市としましては、現在の施設利用者の希望や状況に沿った形で各施設が新体系サービスへ円滑に移行できるよう、多面的な移行支援を進める考えであり、障害福祉計画の目標値達成に向けサービス提供主体の確保に努めてまいります。 ・利用者負担については、市単独での減免は実施しない方向で考えています。今後、国・府の動向をみながら対応する考えです。 ・サービス提供に係る報酬については、国・府が示す特別対策事業等の動向に従い対応する考えです。 ・作業所等施設におけるレクリエーションについては、企業における従業員の福利厚生と同様の考えから、実施及び費用徴収については施設の判断に委ねるものと認識しています。 	

今回いただいたご意見は、今後の施策推進や検討の際に活かしてまいります。